

建築基準法第20条、同法施行令第129条の2の4第2項、建設省告示第1388号、
第1389号の規定に基づき設計確認したところ支障箇所はありません。

設計者氏名

印

設置する設備機器に○印 (その他は記入)

高架水槽 受水槽 膨張タンク 貯湯槽 ポンプ 冷凍機 空調機 自家発電装置 キュービクル その他 ()

設置位置	機器名称	標準震度	機器寸法	機器重量	据付ボルト	アンカーボルト	基礎のタイプ	架台高さ	判定
上層階、 屋上及び塔屋									
中間階									
地階 及び1階									

(記入例)

1階	受水槽	0.6	3 x 4 x 3 ^M	24600 kg	M10 x 14	M16 x 9	B-b	0.15 ^M	支障なし
----	-----	-----	------------------------	----------	----------	---------	-----	-------------------	------

① 高層建築物による建設設備機器の設計用標準震度

② 基礎の形状と検討方式

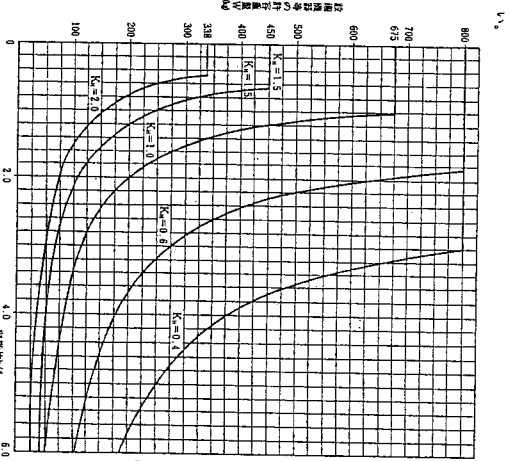
上層階、 屋上及び塔屋	建設設備機器の前震クラス			通用階の区分
	前震クラスS	前震クラスA	前震クラスB	
2.0	1.5	1.0	0.6	上層階
1.5	1.0	0.6	0.4	中間階
1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	0.4	地階

基礎形状	A.A.A.タイプ (ベア基礎)		Bタイプ (はり形基礎)		Cタイプ (独立基礎)	
	図式	検討方式	図式	検討方式	図式	検討方式
ベア基礎	図式	(2.2.1) 式を適用する。	はり形基礎	(2.2.1) 式を適用する。	独立基礎	(2.2.1) 式を適用する。
...

注) 各設備クラスAの適用について
1. 設備機器の応答倍率を考慮して前震クラスを適用する。
(例) 防振装置を付した機器は前震クラスA又はSによる。
2. 建築物あるいは設備機器等の地震時あるいは地震後の用途を考慮して前震クラスを適用する。
(例) 防災拠点建築物、あるいは重要度の高い水槽など)

計算を要しないもの

M8以上のアンカーボルト (第5章付録5.5及び5.6に示す施工法のもの) 4本以上で表上
据付けられている機器については、その重量(W)が軽減比(B₀)と設計用水平加速度(K_h)を用いて
定められる許容重量以下であれば、アンカーボルトの選定計算をすることを要しない



(1) 設備機器の許容重量を900
(2) 基礎形状による軽減比B₀を算出する。
(3) 許容重量を900 × B₀とする。
(4) 設備機器の重量Wが(3)より小さい場合は、(3)の値をWとする。
(5) 設備機器の重量Wが(3)より大きい場合は、Wを(3)の値とする。
R_h = W / (B₀ × K_h)
R_h ≤ (3) の値の場合、Wが許容重量以下である。
R_h > (3) の値の場合、Wが許容重量を超えている。
F: アンカーボルトの引抜き力
h: アンカーボルトの埋入長さ
F: アンカーボルトの耐力

設計用水平震度と設備機器等の軽減比による許容重量